

水戸市立堀原小学校いじめ防止基本方針

令和8年4月一部改正

<目次>

- 1 いじめの定義
 - 2 いじめに対する基本的な考え方
 - 3 いじめ防止等の対策のための組織
 - 4 いじめ未然防止のための取組
 - 5 迅速な対応(早期対応)
 - 6 重大事態への対応(重大事態)
- 別表1 組織
- 別表2 連絡体制
- 別表3 対応
- 別表4 年間指導計画



水戸市立堀原小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義(定義)

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものとする。

(平成25年「いじめ防止対策推進法」)

- ・いじめられた児童生徒の立場に立った指導
- ・いじめの起こった場所は学校の内外を問わない

2 いじめに対する基本的な考え方(理解)

(1) いじめは児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺、殺人などを引き起こす背景ともなる深刻な問題であること。

(2) 最近のいじめは、携帯電話やパソコンの介入により一層見えにくくなっていること。

(3) いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものであること。また、誰もが被害者にも加害者にもなり得ること。

(4) いじめを許さない学級づくりが大切であること。

- ・弱い者をいじめることは人間として絶対に許されない
- ・いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るもの
- ・誰もが被害者、加害者になり得る
- ・いじめ問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である

3 いじめ防止等の対策のための組織(組織)

(1) いじめ防止対策委員会 ※<別表1>

○校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学年及び学級担任

○校長は委員会を開催する。

(2) 職員会等での情報交換及び共通理解

○職員集会(毎週)、職員会議(毎月)

- ・組織として対応する
- ・迅速に対応する

4 いじめ未然防止のための取組(未然防止)

(1) 学級経営の充実 ※<別表4>

○「学校生活アンケート」等の検査結果を生かす。

○「みんながリーダー」となり、一人一人が活躍できる場を増やす。

(2) 道徳教育の充実

- 道徳科の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- 教育活動の全体を通して、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。

(3) 相談体制の整備

- 「学校生活アンケート」による教育相談を実施し、児童理解を図る。
- スクールカウンセラーの派遣、教育相談の充実を図る。
- オンライン相談窓口を設置する。
- 教育ダッシュボードによる「こころの健康観察」を活用する。

(4) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- 情報モラル教育を行う。

(5) 学校相互間の連携協力体制の整備

(6) 学校いじめ防止対策委員会を中心に、「学校いじめ防止基本方針」について、毎年度、点検・見直しを図る。

(7) 相談や通報、指導の経過等や会議の記録を、整理・保管する。

(8) 年度当初に、全職員で「学校いじめ防止基本方針」の共通理解を図る。

・「学校生活アンケート」の活用

・道徳教育の充実

・情報モラル教育の実施

・児童生徒の言動には必ず根拠や背景がある

・その根拠や背景に思いを巡らし、耳を傾ける

<いじめをなくす学級経営の視点>

- 1 学級目標は学級全員の思いやりや願いが十分に込められたものになっているか
- 2 子どもたちの創意工夫を生かした活動が活発に行われ、達成の喜びや、責任を果たした喜びを称え合う学級になっているか
- 3 お互いのよさを認め合い、失敗が許される学級の雰囲気がつくられているか
- 4 子どもたちの話し合う場を積極的に設けて、一人一人の意見を尊重し、自己選択や自己決定の機会を保障しているか
- 5 意欲をもって取り組める授業、わかる授業を工夫しているか
- 6 しつけの厳しさや努力の大切さが理解され、だめなことはだめと言える学級になっているか
- 7 一人一人の子どもたちとの触れあいや悩みの相談の時間を十分にとっているか
- 8 学級の問題の解決のために、心を開いて、他の先生や管理職と気軽に相談したり、保護者に協力を得たりしているか

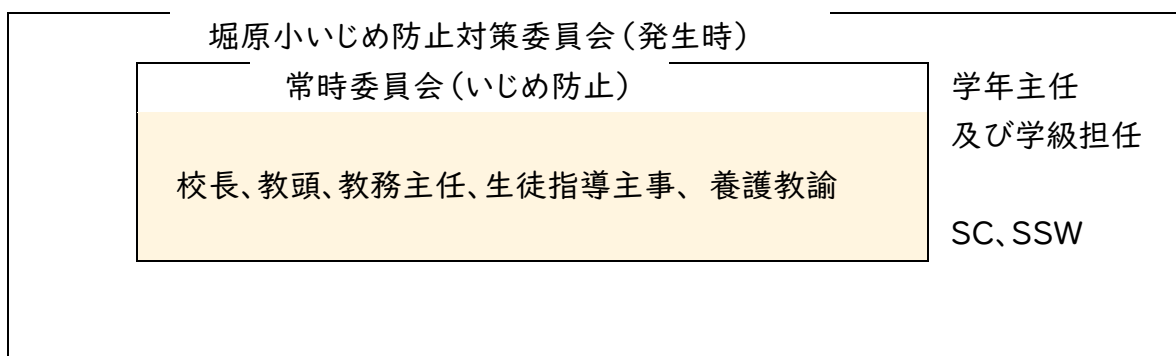
5 迅速な対応(早期対応)

- (1) 事実関係を把握し、報告する。(担任・学年主任) ※<別表2>
(担任→学年主任→養護教諭→生徒指導主事→教務主任→教頭→校長)
- (2) 対応についての協議、確認をする。
○いじめ防止対策委員会での検討 ○校長の指示、指導
- (3) 状況に応じ、関係機関との連携を図る。
○総研(029-244-1331)
○いじめ・体罰解消サポートセンター(029-221-5550)
○子どもホットライン(029-221-8181)
○子どもの教育相談(0296-78-2333)
- (4) 学級・学年・全校児童生徒への指導を進める。※<別表3>
○生徒指導主事、教務主任、教頭、校長 ○スクールカウンセラー(第五中学校)
- (5) 被害児童の保護者に対して理解と協力を依頼する。
○実情とこれまでの指導の経過 ○今後の対応について
- (6) 加害児童の保護者に対して理解と協力を依頼する。
○今後の対応について
- (7) PTA及び学校運営協議会への説明及び協力の依頼をする。(状況によって)
- (8) 指導を継続する。
○経過の報告する。 ○職員集会、職員会議 ○いじめ防止対策委員会
○再度の対応策を検討するとともに対応に当たる。
- ・実効性のある指導体制を確立する ・積極的な生徒指導の推進 ・必要な対応を欠かさない**

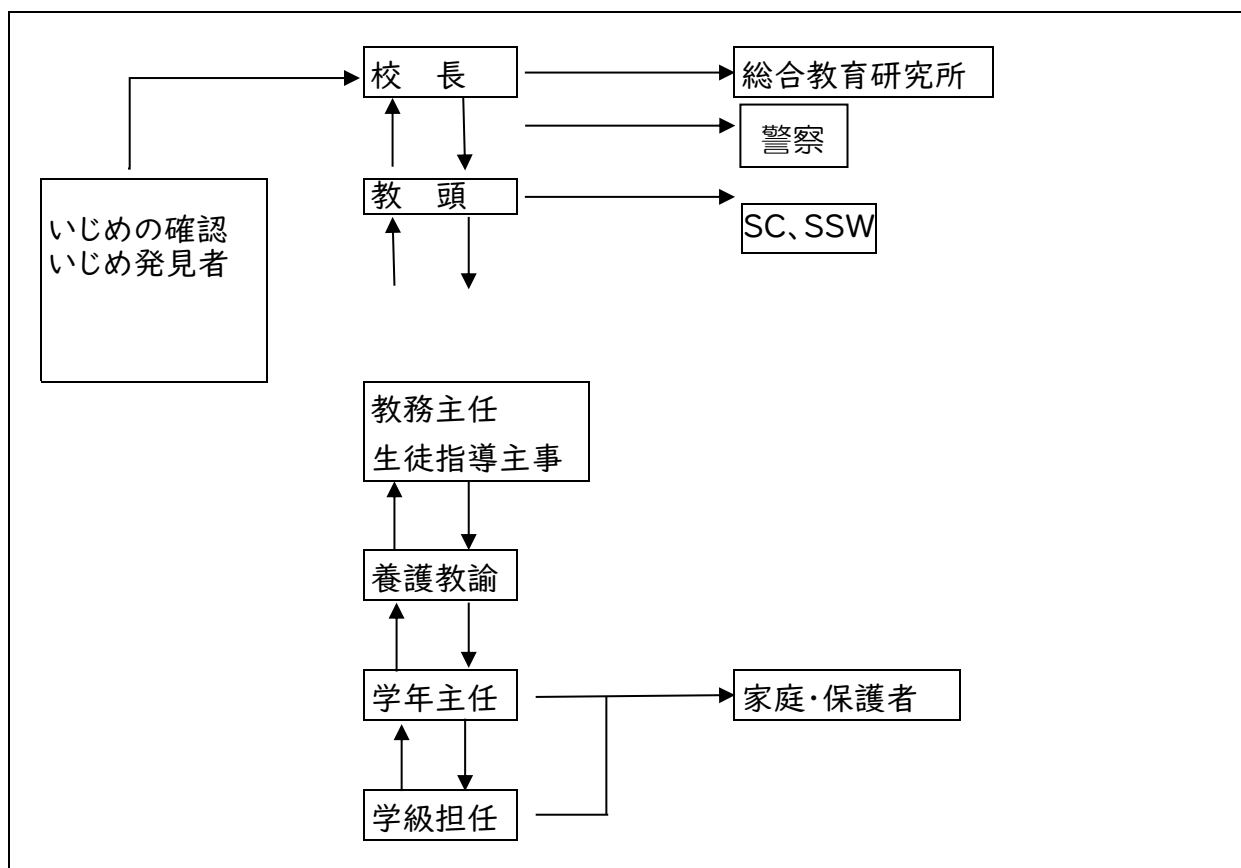
6 重大事態への対応(重大事態)

- (1) 重大事態とは
○いじめにより児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じることが認められる場合
○いじめにより児童が相当期間(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合を含む)学校を欠席することが認められる場合
○児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
- (2) 重大事態への対応
○教育委員会へ報告する。
○教育委員会との協議の上、対応組織を設置する。
○教育委員会の指導のもと事実関係を明確にし、関係機関との連携を適切にとる。
○教育委員会の指導のもと調査結果について必要な情報を公開する。
○暴力、恐喝など犯罪と認められる事案に関しては、速やかに警察に連絡し、連携して対応する。
- ・教育委員会との連携 ・警察との連携(相談、通報)**

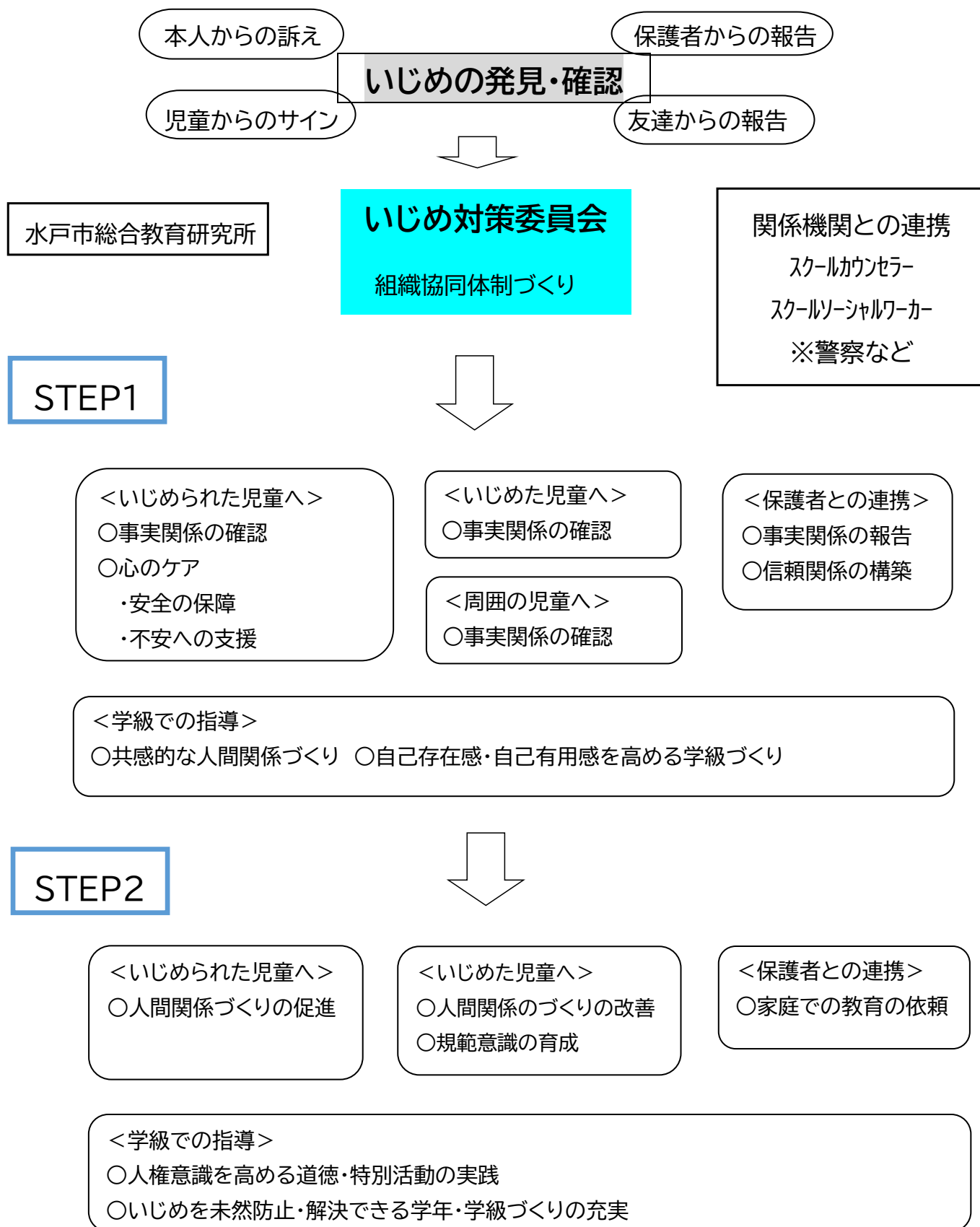
<別表1 組織>



<別表2 連絡体制>



<別表3 いじめ問題への対応の在り方>



※警察との連携については、犯罪と認められる事案やインターネット等による事案について協力を求め、連携して対応にあたることもある。

<別表4 いじめ対策年間指導計画>

月	指導等の内容		
	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止基本方針についての検討 ○いじめ対策に関わる共通理解 ○情報交換(職員集会、職員会議) ●校内教育支援委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○学級びらき ○級訓の決定 ○学級の組織、ルールづくり ◎行事を通した人間関係づくり ・1年生を迎える会 	<ul style="list-style-type: none"> ○授業参観・懇談会 ○PTA総会
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策に関わる共通理解 ★学校運営協議会 ○情報交換(職員集会、職員会議) ◆学校生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ○あいさつ運動 ○なかよし会 ◎行事を通した人間関係づくり ・運動会 	<ul style="list-style-type: none"> ◆スクールカウンセラー配置事業
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○情報交換(職員集会、職員会議) ◆学校生活アンケート ●校内教育支援委員会 ○いじめ対応研修会(警察、学校運営協議会委員長、副委員長) 	<ul style="list-style-type: none"> ○あいさつ運動 ○なかよし会 ◎行事を通した人間関係づくり ●情報モラルに関する授業 ●スクールカウンセラーによる授業5年 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校保健安全委員会 ○フリー授業参観 ◆スクールカウンセラー配置事業
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価の実施 ○情報交換(職員集会、職員会議) ◆学校生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ○あいさつ運動 ○なかよし会 	<ul style="list-style-type: none"> ○親子ふれあい活動 ○フリー授業参観 ○個別面談
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導に関する研修 ○スクールロイヤーによるいじめ防止に関する職員研修 ●校内教育支援委員会 		
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価を踏まえた対応策の共有 ○情報交換(職員集会、職員会議) ◆学校生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ○あいさつ運動 ○なかよし会 ◎行事を通した人間関係づくり ・遠足 ・堀原火の国まつり 	<ul style="list-style-type: none"> ○親子ふれあい活動 ○フリー授業参観 ◆スクールカウンセラー配置事業
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○情報交換(職員集会、職員会議) ◆学校生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ○あいさつ運動 ○なかよし会 ◎行事を通した人間関係づくり ・陸上記録会6年 ・宿泊学習5年 ●いじめをなくそう人権教室3年 ◎いじめ解決フォーラム 	

11 月	○情報交換(職員集会、職員会議) ◆学校生活アンケート ●校内教育支援委員会	○あいさつ運動 ◎行事を通した人間関係づくり ・堀原風の子まつり ・持久走大会 ○スクールロイヤーによる児童のためのいじめ防止学習会	○授業参観・懇談会 ◆スクールカウンセラー配置事業
12 月	○学校評価の実施 ○情報交換(職員集会、職員会議) ◆学校生活アンケート	○あいさつ運動	○学校保健安全委員会
1 月	○情報交換(職員集会、職員会議) ○学校評価を踏まえた対応策の共有 ◆学校生活アンケート	○あいさつ運動 ◎行事を通した人間関係づくり ・書き初め会	◆スクールカウンセラー配置事業
2 月	○情報交換(職員集会、職員会議) ◆学校生活アンケート	○あいさつ運動 ○なかよし会	○学校保健安全委員会 ○授業参観・懇談会 ◆スクールカウンセラー配置事業
3 月	○情報交換(職員集会、職員会議) ◆学校生活アンケート ●校内教育支援委員会 ○次年度学級編成・引継ぎ	○あいさつ運動 ◎行事を通した人間関係づくり ・6年生を送る会	